

**「福島県環境基本計画見直し（素案）」に対する県民意見募集（パブリックコメント）
の結果と御意見・御提案に対する福島県の考え方について**

平成19年3月27日 福島県生活環境部総務企画グループ

福島県では、「福島県環境基本計画見直し（素案）」に対し、平成18年12月15日から平成19年1月15日までの間、県民の皆様から広く御意見を募集しております。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する福島県の考え方は次のとおりです。（御意見等は取りまとめの都合上要約しておりますので御了承ください。）

御協力くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

「施策の体系と展開」に関する意見

1 自然と人との共生

(1) 多様な自然環境の保全

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
1	環境指標 「中山間地域等直接支払交付金の交付面積」については、目標値（H21年度）を19,000haまで引き上げるべきだ。（今回の（素案）では16,800ha）	「中山間地域等直接支払金の交付面積」につきましては、平成17年度からの新制度への移行に際し、市町村において制度を推進すべき地域等について総点検を行い目標値を設定したものです。
2	自然保護思想の普及啓発 「自然史博物館（希少野生動植物の標本・剥製等の博物館）」の設立構想を環境基本計画に位置付けてほしい。 「自然博物館」の設立を提案する。	御提案のあった「自然史博物館」の設立につきましては、今後、様々な方々の御意見を参考としながら、調査・研究する必要があると考えております。
3	すぐれた自然環境の保全 自然環境保全地域等様々な指定区域があるが現地に指定区域を示す地図がなくどこが指定区域なのかわからない。指定区域の範囲を示す地図入りの看板の整備が必要である。	御意見の趣旨を、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
4	里山など身近な自然環境の保全 土地改良事業により従来あった堤、ため池等が消滅しているが、これらは野生動植物の良好な生育環境であり、子どもたちが自然に親しむ舞台であった。身近な自然環境も大切であることを強調したい。	（素案）の「里山など身近な自然環境の保全」に記載した施策においても御意見の趣旨（ため池等の身近な自然環境の保全も重要）を含んでおりますが、御意見を踏まえてよりわかりやす表現に修正します。
5	里山など身近な自然環境の保全 一部の河川で実施されている河川敷公園の設置は、自然生態系を破壊する事業であることから見直しされたい。	（素案）のなかの「(3)自然との豊かなふれあいの推進 自然とのふれあいの場の整備」でも記載のとおり、河川等の整備に当たっては、今後とも、動植物の生息・生育環境や自然景観との調和に配慮してまいります。
6	水と緑の保全と創造 森林環境税には賛成であるが、森林を守る人々をバックアップする用途に使用してほしい。また、用途等については広く広報してほしい。	森林環境税の用途につきましては、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などで構成する「森林（もり）の未来を考える懇談会」を設置し、検討いただきながら進めているところです。また、森林環境税に対する県民の皆様の理解を深めていただくため、全世帯へのパンフレット配布やホームページ等による広報やフォーラムを開催するなどしているところですが、今後とも、税の有効活用等に努めてまいります。

(2) 生物多様性の保全

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
7	野生動植物調査の実施 「レッドデータブックふくしま」は、不完全なものであるため空白地域を埋める努力をするべきだ。	「レッドデータブックふくしま」につきましては、（素案）にも記載のとおり、現在の「ふくしま」を基本としてさらに充実させるための調査研究を進めていく予定です。

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
8	<p>野生動植物の保護と管理の推進</p> <p>高山植物の盗掘や野生動植物の絶滅に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例での盗掘などに対する厳罰化。 ・ 盗掘防止策（ボランティアパトロール）の支援。 ・ 開発に関する森林保護の明確なルールと徹底。など、実行力のある施策が必要である。 	<p>県では、「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき希少野生動植物の捕獲等禁止（罰則有り）や野生動植物保護サポーターとの連携による保護対策を実施しています。また、開発行為については「福島県景観条例」や「福島県自然環境保全条例」等により指定地域を定め規制を行っているところですが、今後とも、これら制度の充実等について研究してまいります。</p>

(3) 自然との豊かなふれあいの推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
9	<p>自然とのふれあいの場の整備</p> <p>「生活保全林等の整備充実」とあるが、生活環境保全林の多くはもともと自然を改変し整備したものの。自然とのふれあいの場を整備するにあたっては、「もともとの自然環境を損なわず、生態系等に配慮しながら整備をすすめる」と付け加えてほしい。</p>	<p>公共事業の実施にあたっては、構想段階から環境への影響を最小にするために配慮し、また地域の自然的・社会的状況を踏まえ自然環境や生態系の保全にも配慮することとしており、これにつきましては、(素案)の「6 共通的・基盤的な施策の推進 (1)環境配慮の推進・普及 各種事業における環境配慮の推進・普及」にも記載しています。</p>

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
10	<p>裏磐梯地区の自然環境保全</p> <p>「裏磐梯の自然環境調査を実施し、自然遷移の状況や人為的影響を把握する」とあるが、自然遷移の状況調査は環境保全（植生復元）に役立つとは考えられない。植生復元に必要な情報は裸地周辺の植生調査等で把握可能であることから「自然環境の変化や人為的影響を把握する」などとしてはどうか。</p>	<p>裏磐梯の調査は、植生復元のためのデータを収集するためではなく、裏磐梯の自然環境に関する基礎的情報の把握と火山噴火後の遷移過程にある環境変化の監視を行うことを目的としており、必要なデータは植生復元に活かすこととしています。</p>

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) ごみゼロ社会形成の推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
11	<p>廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進</p> <p>会津に「たい肥センター」設置を提案する。</p>	<p>「福島県環境基本計画」の部門別計画である「福島県廃棄物処理計画」では、市町村の役割として「たい肥化施設の整備」を位置付けており、今後とも、市町村と連携しながら地域の実情を踏まえた施設の整備促進を図ってまいりたいと考えております。</p>
12	<p>廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進</p> <p>人工林の間伐材を道路のガードレールや治山ダムへ利用するよう提案する。</p>	<p>現在も積極的に導入しているところですが、御意見を引き続き今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
13	<p>廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進</p> <p>「農業用使用済みプラスチック類の適正処理・・・」とあるが、こうしたプラスチックを使用しない農法の研究が先決である。「廃棄物を発生させない農法や漁法の研究を進めます。」などと付け加えてほしい。</p>	<p>農業用使用済みプラスチックにつきましては、「福島県農業用使用済みプラスチック適正処理推進方針」に基づき、その排出抑制や適正処理を推進しております。また、漁業系廃棄物につきましても、国が示した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、減量化・再生利用及び適正処理を推進してきたところですが、廃棄物の発生抑制に限らず、生態系や環境に配慮した農林水産業の研究については重要であると考えますので、「6 共通的・基盤的な施策の推進 (4)総合的な調査研究、監視体制の整備 調査研究の推進」にその旨位置付けることとします。</p>
14	<p>ごみ処理広域化の推進</p> <p>一般廃棄物処分場の設置にあたっては、住民に全ての情報を開示し、適正な整備が図られるよう監視・指導すること。</p>	<p>今後とも、施設整備にあたっては地域住民の方々と十分な協議等を行うよう設置者に対し助言してまいります。</p>

(2) 環境と調和した事業活動の推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
15	環境指標 農業に係る「化学農薬使用量」を環境指標としているが、ゴルフ場についても厳しい規制を要請する。	ゴルフ場農薬につきましては、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、水環境を保全するための監視・指導を行うとともに、平成2年度からゴルフ場排水中の農薬調査を実施し、毎年結果を公表しています（これまで排水基準値等超過なし）。また、その使用につきましても、「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき指導を行っておりますが、今後とも、適正使用と流出防止について指導してまいります。
16	環境指標 「家畜排せつ物処理施設整備率」を環境指標としているが、この施設整備は法律で義務づけられているものであり目標を設定するまでもないのではないか（環境指標から削除すべきではないか）。	御指摘のように家畜排せつ物処理施設については、平成11年に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により整備が義務づけられております。この施設については法施行後5年間整備を猶予する規定があり、現在の環境基本計画策定当時（平成12年度末）では整備率が50%程度と低かったことから整備促進のため目標値を設定したものです。しかし、現段階において整備率もほぼ100%となっていることから、今後は環境指標とはせず維持管理の徹底等を図ってまいりたいと考えております。
17	環境と共生する持続性の高い農林水産業の振興 県産材の低コスト化を図るため、豊富な木材資源を有する会津地域に木材乾燥施設の設置を要請する。乾燥するための燃料も間伐材を利用することができる。	御意見の趣旨を、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。

(5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
18	大気保全対策の推進 公共建築物・工場等でのアスベスト使用についての再点検を要請する。民間建築物等でもその処理について事業者への指導を要請する。	県では、平成17年7月より関係グループによる「化学物質環境対策連絡会議」において庁内の連携を図り、広報及び相談、健康被害の救済、建築物等解体作業対策、施設対策、廃棄物の処理、金融支援及びアスベストに関する調査を行っております。御意見のアスベストの使用状況につきましても、この施設対策のなかで施設管理者等により点検調査を行うなどしております。また、アスベスト処理につきましても、（素案）に記載のとおり今後とも指導を徹底してまいります。
19	水質保全対策の推進 水道水源となっている阿武隈川・阿賀野川流域全域に水質保全対策・水質監視体制を講じること。	水質保全対策や水質監視体制につきましては（素案）に記載のとおり発生源の監視・指導、生活排水処理施設の整備や公共用水域の水質監視（阿武隈川・阿賀野川流域においては、毎年、約120カ所の水質測定を実施し結果を公表）等を行っております。また、水道水源となる水域につきましては、福島県生活環境の保全等に関する条例により市町村長の申し出があればより厳しい排水規制がかけられるなどの対応を実施しております。
20	水質保全対策の推進 前段の「・・・水の合理的な利用について・・・」に、雨水の有効活用、雨水の地下浸透についても具体的に記述してほしい。	御意見の内容につきましては、（素案）の「水質保全対策の推進」の後段部分に「地下水の減少や枯渇を防止するため、地下水の適正な採取・利用を推進するとともに、透水性舗装や雨水浸透ますの普及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下水のかん養を図ります。」として位置付けております。
21	水質保全対策の推進 「・・・透水性舗装や・・・」とあるが、透水性舗装は工事費が高く数年で目詰まりすると聞いた。費用対効果を調査したうえで検討したほうがよい。	透水性舗装につきましては、地下水の保全・かん養などの環境保全や都市型洪水の防止に効果があるものと考えておりますが、御意見の趣旨を参考として、今後とも研究してまいります。

(6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
22	水環境保全対策の推進 猪苗代湖は最近水上バイクやモーターボートなどの乗り入れが多く、湖面に油膜が浮くことが確認されている。希少な水生植物に影響がでるおそれがあることから「水上バイクやモーターボートなどの利用による野生動植物への影響を防ぐため、保全対策を推進します。」などと付け加えてほしい。	「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」では「環境に配慮したプレジャーモーターボートの利用」について規定しており、また、同条例に基づく猪苗代及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画（福島県環境基本計画の部門別計画）においては「プレジャーモーターボート等からの汚濁負荷低減」に関する施策を位置付けており、今後とも汚濁負荷の低減に努めてまいります。

(7) 環境負荷の少ない交通への取組み

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
23	環境に配慮した道路整備や物流の促進 近年、問題が大きくなりつつある野生動物の交通事故（ロードキル）への対応も付け加えるべき。動物の生息環境を分断しない道路整備の方法を検討・普及させる必要がある。	御意見の趣旨につきましては、(素案)の「1自然と人との共生 (2)生物多様性の保全 野生動物の保護と管理の推進」に「多様な野生動物の生息空間を確保するため、自然公園のみならず、森林、農地、水辺地など日常的な生活地域においても野生動植物の生息空間を保全・創造するよう努めるとともに、 <u>移動空間についても配慮します。</u> 」として位置付けておりますが、よりわかりやすい表現に修正します。

3 地球環境保全への積極的な取組み

(1) 地球温暖化対策の推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
24	環境指標 二酸化炭素の総量を試算し、これ以上増やさないよう抑制するための数値目標を設定すべき。	二酸化炭素を含めた「温室効果ガス排出量」に係る数値目標を定めることとしております。

(3) アジェンダ2 1 ふくしまの推進

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
25	アジェンダ2 1 ふくしまの推進 「・・・環境に配慮した農林漁業の促進を図る・・・」とあるが、その方法は確立されていないと考える。これらの検討にあたっては、自然保護の専門家をと十分議論する必要があることから、「環境に配慮した農林漁業のあり方を、自然保護の専門家を交えて検討する。」などと付け加えるべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、環境配慮の手法等の検討にあたっては、自然保護の専門家の方々をはじめ様々な分野の方々の御意見を参考とさせていただきたいと考えております。

4 環境教育・学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・学習の充実

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
26	環境指標 義務教育段階での環境教育が不可欠であることから「義務教育における年間授業のなかでの「環境教育」としての時間数」を環境指標として加える。	御意見の環境指標につきましては、実態としての数値把握や目標値の設定が困難ですが、同趣旨として「こどもエコクラブ」の活動や、小中学生を中心とした「せせらぎスクール」の活動の状況を環境指標としています。

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
27	環境指標 「NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数」を環境指標としているが、数だけの把握では不十分であるので「活動（セミナー、イベント、講習会、学校授業の支援などの回数と参加者）数」も指標とすべき。	NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体は、平成17年度末で約140団体ありますが、これら全ての団体について具体的活動状況を把握することは困難な状況ですが、今後とも皆様の活動状況の情報収集等に努めてまいります。

6 共通的・基盤的な施策の推進

(1) 環境配慮の推進・普及

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
28	環境影響評価制度の充実 事業者ではなく、第三者機関が環境影響評価を行うよう制度の見直しを行うこと。	現行の法令に基づく環境影響評価におきましても、事業者が実施する環境影響評価について、方法書、準備書及び評価書の縦覧や説明会の開催などにより広く県民の意見を聴くとともに、学識経験者による福島県環境影響評価審査会において、技術的な審査を行うなど、手続の公開性・透明性を高めつつ、適正な評価となるよう努めております。
29	環境影響評価制度の充実 一部の開発では事業を細分化して環境影響評価を逃れているようにみうけられることから、対象事業等について見直しを行うべきである。	環境影響評価につきましては、当面の事業規模ではなく将来計画を含めた規模によりその実施の要・不要等の判断を行っておりますが、今後とも、適正な環境影響評価の実施について事業者等を指導してまいります。

(3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
30	環境美化の促進 ごみを捨てることよりも、捨てない対策を優先すべき。例えば、条例によりばい捨てを禁止し、違反者に原状回復や罰則等を科すのが効果的と考える。	県内の市町村によっては御意見のような条例を制定している例もみられ、このような規制をすることも一つの手法であると考えますが、まずは(素案)にも記載のとおり啓発活動によりモラルの向上を図ってまいりたいと考えております。

(7) 環境汚染防止体制

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
31	から 記載されているのは、主に公害を発生させてしまったあとの処理方法である。「被害者の救済」に汚染原因者が負担とあるが、公害を発生させたのち倒産する会社もあると聞く。公害を未然に防ぐため「県は公害を心配する住民の相談に応じ」などと付け加えるべきである。	公害の被害者救済や苦情、紛争への対応に限らず、県民の相談に応じ適切に対応することは、(計画に記載の有無にかかわらず)県政全般に関する基本的な事項と認識しております。

その他に関する意見

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
32	「環境基本法・福島県環境基本条例の理念を全ての福島県の施策・事業に適用する。」と計画に明記すること。	「福島県環境基本計画」は、「福島県環境基本条例」に基づく計画であり「県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すもの」として、現計画においても明確に位置付けを行っており(第1章)、今回の見直しに際してもこの考え方は継承することとしています。
33	地域に密着した施策を展開する際、予め構想・計画段階からの住民参加の制度を定着させるよう工夫すること。維持管理が必要なものについては、地域住民に任せるようにすれば、住民意識も高まると思う。	御意見を各種計画の策定をはじめ、事業の実施等に当たっての参考とさせていただきます。
34	事業に対する評価制度をつくり、事業実施後公表するようにはどうか。	県が実施する事業や施策につきましては、県及び福島県事業評価委員(外部委員)会による評価を実施し、その結果をホームページなどにより県民の皆様公表しておりますが、今後とも、この制度の周知等を図ってまいりたいと考えております。
35	環境指標に公共工事等がいくつかあげられているが、整備によって本当に環境保全に結びついているかを検証したほうがよい(逆に負荷を与えている例がみうけられる)。中身を充実させて数値目標をかけるべきである。	貴重な御意見と受け止め、(素案)の「6 共通的・基盤的な施策の推進 (1)環境配慮の推進・普及 各種事業における環境配慮の推進・普及」でも記載のとおり、今後とも自然環境や生態系の保全に配慮した公共事業を実施してまいります。

No	(素案)に対する意見の概要	県の考え方
36	<p>スターウォッチングで大気環境の光害調査を実施しているが次の提案をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での屋外照明の改善と工夫をする(光を周囲に広げない照明装置等を使用する)。 ・回転サーチライトの全面禁止と広告・看板等での上向き照明を改善する(下向き照明にする)。 <p>星が見える場所は観光資源にもなり、省エネにも役にたつと考える。</p>	<p>御意見の趣旨を、今後のまちづくりや景観保全のための施策等を検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>